

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

塩谷町建設水道課からのお知らせ

2019（令和元）年10月1日より 指定給水装置工事事業者制度は **5年ごとの更新**が必要になりました

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、「水道法の一部を改正する法律」が、2019年10月1日に施行されました。これに伴い、指定の有効期限が従来の無期限から5年間となります。旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります。

指定を受けた日	政令で定められた初回更新までの有効期間
平成11年3月31日以前	令和元年9月30日～令和2年9月29日
平成11年4月1日～平成15年3月31日	令和元年9月30日～令和3年9月29日
平成15年4月1日～平成19年3月31日	令和元年9月30日～令和4年9月29日
平成19年4月1日～平成25年3月31日	令和元年9月30日～令和5年9月29日
平成25年4月1日～令和元年9月30日	令和元年9月30日～令和6年9月29日

◆更新申請に必要な書類

- ・指定給水装置工事事業者指定申請書
- ・給水装置工事主任技術者選任届出書
- ・免状の写し
- ・誓約書
- ・機械器具調書
- ・定款の写し及び登記事項証明書
- ・写真（事務所や機械器具等を写したものの）

◆更新指定時に確認する事項

※カッコ内は文書等により確認

- ①業務内容
（休日・夜間の漏水修繕対応等）
- ②主任技術者の研修受講状況
（外部研修の受講証明等の書類）
- ③技能を有する者の従事状況
（配管技能資格免状の写し等）

◆指定更新手数料

- ・1件につき15,000（非課税）

初回更新については、対象となる指定給水装置工事事業者のみなさまへ郵送で通知する予定です。

なお、登録されている所在地への郵送としますので不着や未更新の方への再通知はいたしませんのでご注意ください。

【更新手続きについての連絡先】

塩谷町建設水道課 水道事業担当

TEL 0287-45-2214

FAX 0287-45-1123

E-mail kensui@town.shioya.tochigi.jp